

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 〇 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 一四〇
- 〇 計量器の定期検査を実施する件 一四一
- 〇 土地改良区の定款の変更を認可した件 一四二
- 〇 県営土地改良事業計画を定めた件 一四三
- 〇 道路の供用を開始する件 一四四
- 〇 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 一四五
- 〇 車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、及び通行方法を定める件 一四六
- 〇 建設業者の営業所の所在地を確認できないので建設業法の規定により告示する件 一四七
- 公 告 一四八
- 〇 採石業務管理者試験を実施する件 一四九
- 福 島 県 公 安 委 員 会 一五〇
- 〇 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 一五一

告 示

福島県告示第七十九号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

第五中「所定の資格審査予約はがきを知事に提出後、所定」を「所定」に改める。
 第六及び第七を次のように改める。
 第六 申請書等の提出の時期
 九月一日から十一月三十日までとする。
 第七 申請書等の提出先
 申請書等は郵送により福島県総務部文書管財総室施設管理課に提出すること。
 第八中「資格審査予約はがき及び」を削り、「配付するので、直接来庁の上交付を受けること」を「配布するほか、福島県施設管理課ホームページにおいて公開する」に改める。
 （施設管理課）

福島県告示第八十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和元年七月三十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
 福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村郡小野町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	九月四日 午前10時30分 から 午前12時まで 午後1時から 午後4時まで	小野町多目的研修会施設
田村市		九月五日 午前10時30分 から 午前12時まで	田村市滝根行政局
石川郡浅川町		九月九日 午後2時から 午後4時まで	浅川町共同福祉施設
同 郡古殿町		九月10日 午前9時30分 から 午前11時30分 まで	古殿町役場

同 郡 平 田 村	同 郡 石 川 町	同 郡 玉 川 村	田 村 市
同 午後二時から 午後四時まで	九月一日 午前九時三〇分から 午後一時まで	九月二日 午前九時三〇分から 午後一二時まで	九月二四日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで
平 田 村 中 央 公 民 館	石 川 町 共 同 福 祉 施 設	玉 川 村 役 場	田 村 市 都 路 行 政 局
同 午後二時から 午後四時まで	九月二五日 午前九時から 午後一時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで
田 村 市 文 化 セ ン ター	田 村 市 文 化 の 館 と き わ	田 村 市 瀬 川 住 民 セ ン ター	田 村 市 大 越 行 政 局
同 午後二時から 午後四時まで	九月二六日 午前一〇時から 午後一時まで	九月二七日 午前九時三〇分から 午後一二時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで

右に掲げる市町村

右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

九月三〇日から一〇月二五日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前九時から
午後一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
田村市、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町及び田村郡小野町	非自動ばかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から令和元年六月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月二十三日認可した。

令和元年七月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上岩井沢地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

- 二 土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間
令和元年七月三十一日から
同 年八月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第百八十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和元年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字大根卸六八番一 地先から 同 郡同 村字大根卸一四八 九番一地先まで	令和元年七月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第百八十四号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。
 令和元年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
一般国道一一三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣二〇番八地先から 相馬市椎木字北原三三六番五地先まで
一般国道一一五号	相馬市大曲字天神五七番一地先から

一 指定する道路の路線名及び区間

一般国道一二二号	同 市山上字山岸二二番二地先まで
一般国道二九四号	喜多方市関柴町西勝字西原二六八番三地先から 会津若松市町北町大字始字屋敷六六番地先まで
県道いわき浪江線	白河市豊地弥次郎九一番一地先から 同 市豊地箭内小屋一番九地先まで
県道小野四倉線	いわき市四倉町戸田字水押七番五地先から 同 市四倉町中島字三反田五番地先まで
県道矢吹小野線	いわき市四倉町戸田字水押七番五地先から 同 市四倉町字田戸前六九番一地先まで
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字兔田一八番五地先から 同 郡同 村大字吉字中下五二番地先まで
県道須賀川二本松線	石川郡玉川村大字南須釜字兔田一八番五地先から 同 郡同 村大字北須釜字鰯田四五番一地先まで
	郡山市安積町日出山三丁目一四五番地先から 同 市安積町日出山三丁目二八〇番地先まで

- 二 指定する期日
令和元年七月三十一日
- 三 通行方法
高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集
 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。
 (道路計画課)

福島県告示第百八十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第四項の規定により国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ連結車(以下「国際コンテナ車」という。)の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十条第二項の規定により定める国際コンテナ車の通行方法は、次のとおりである。
 令和元年七月三十日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
一般国道一一三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣二〇番八地先から 相馬市椎木字北原三三六番五地先まで
一般国道一一五号	相馬市大曲字天神五七番一地从先から 同 市山上字山岸二二番二地先まで
一般国道二二二号	喜多方市関柴町西勝字西原二六八番三地从先から 会津若松市町北町大字始字宮前一六八番地先まで
一般国道二九四号	白河市豊地弥次郎九一第一地从先から 同 市豊地箭内小屋一番九地先まで
県道いわき浪江線	いわき市四倉町戸田字水押七番五地从先から 同 市四倉町中島字三反田五番地先まで
県道小野四倉線	いわき市四倉町戸田字水押七番五地从先から 同 市四倉町字田戸前六九番一地从先まで
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先から 石川郡玉川村大字吉字境田八八番五六地先まで 石川郡玉川村大字南須釜字兎田一八番五地先から 同 郡同 村大字吉字中下五二番地先まで

県道古殿須賀川線

石川郡玉川村大字南須釜字兎田一八番五地先から
同 郡同 村大字北須釜字鰻田四五番一地从先まで

県道中野須賀川線

須賀川市牛袋町一二二番四地从先から
同 市影沼町二二二番一地从先まで

県道須賀川二本松線

郡山市安積町日出山三丁目一四五番地先から
同 市安積町日出山三丁目二八〇番地先まで

県道南福島停車場線

福島市太平寺字沖高一番一地从先から
同 市大森字西ノ内五四番一地从先まで

県道飯坂保原線

福島市飯坂町平野字南五番一二地先から
同 市鎌田字下田一九番七地先まで

県道相馬港線

相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一番一地从先から
相馬市光陽二丁目一番一地从先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

国際コンテナ車が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。
 1 交差点における左折又は右折に当たつての誘導

第一欄の道路から第二欄に所在する交差点(十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。)を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十七号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
常磐自動車道	相馬郡新地町駒ヶ嶺落合(新地インターチェンジ)	一般国道一一三号(新地町駒ヶ嶺方面の車線に限る。)

2 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を

通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第二項に規定する車両をいう。）又は他の国際コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

（道路計画課）

福島県告示第八十六号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和元年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 商号又は名称 株式会社エス・アール・シー

二 代表者の氏名 二瓶 兼義

三 主たる営業所の所在地 福島県いわき市平愛谷町二丁目五番地の四

四 許可番号 福島県知事許可（般―二九）第三二二六七号

（技術管理課建設産業室）

公 告

公告第七十四号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十八回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和元年十月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

郡山ユラックス熱海大会議室（郡山市熱海町熱海二丁目百四十八番地の二）

三 受験願書の提出期間

令和元年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十二円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月30日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般国道113号の項中

相馬市塚部字善光寺1番1地先から同市光陽二丁目地先まで

962番3

を

相馬市塚部字善光寺1番1地先から同市光陽二丁目962番3地先まで

相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣20番8地先から相馬市椎木字北原336番5地先まで

に改

め、同表一般国道115号の項中

相馬市山上字小田原300番11地先から伊達市霊山町下荒屋敷5番7地先まで

小国字

を

相馬市山上字小田原300番11地先から伊達市霊山町下小国字荒屋敷5番7地先まで

相馬市大曲字天神57番1地先から同市山上字山岸22番2地先まで

に改め、

同表一般国道121号の項中

会津若松市町北町大字始字屋敷66番地先から同市町北町大始字宮前135番1地先まで

字

を

会津若松市町北町大字始字屋敷66番地先から同市町北町大字始字宮前135番1地先まで

会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲746番1地先から同市町北町大字始字屋敷66番地先まで

喜多方市関柴町西勝字西原268番3地先から会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲746番1地先まで

に改め、

同表一般国道289号の項の次に次のように加える。

一般国道294号

白河市豊地弥次郎91番1地先から同市豊地箭内小屋1番9地先まで

別表第3 県道いわき浪江線の項中

いわき市四倉町中島字三反田61番1地先から同字中ノ内20番4地先まで

市四倉町白岩

を

いわき市四倉町中島字三反田61番1地先から同市四倉町白岩字中ノ内20番4地先まで

いわき市四倉町戸田字水押7番5地先から同市四倉町中島字三反田5番地先まで

に改め、同表県道飯野三春石川線の項の次に次のように加える。

県道小野四倉線	いわき市四倉町戸田字水押7番5地先から同市四倉町字田戸前69番1地先まで
---------	--------------------------------------

別表第3県道矢吹小野線の項中

石川郡玉川村大字蒜生字恵平110番1地先から同村字南畷67番1地先まで

大字小高

を

石川郡玉川村大字蒜生字恵平110番1地先から同村大字小高字南畷67番1地先まで

石川郡玉川村大字南須釜字兎田18番5地先から同村大字吉字中下52番地先まで

に

改め、同表県道郡山大越線の項の次に次のように加える。

県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字兎田18番5地先から同村大字北須釜字鰐田45番1地先まで
----------	--

別表第3県道須賀川二本松線の項中

郡山市笹川一丁目276番2地先から同市安積281番地先まで

町日出山三丁目

を

郡山市笹川一丁目276番2地先から同市安積町日出山三丁目281番地先まで

郡山市安積町日出山三丁目145番地先から同市安積町日出山三丁目280番地先まで

に改め、同表市道（郡山市）金屋水門町2号線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）高倉1号線	郡山市日和田町高倉字西中館12番1地先から同市日和田町高倉字西中館12番1地先まで
市道（郡山市）桜内藤坦線	郡山市日和田町高倉字桜内4番1地先から同市日和田町高倉字藤坦5番1地先まで
市道（郡山市）日出山久保田線	郡山市安積町日出山三丁目271番地先から同市安積町日出山二丁目181番地先まで

別表第3市道（いわき市）渚滝尻線の項を次のように改める。

市道（いわき市）渚・滝尻線	いわき市泉町滝尻字橋本48番1地先から同市小名浜字中原15番1地先まで
	いわき市泉町滝尻字橋本50番9地先から同市泉町滝尻字橋本50番12地先まで

別表第3市道（いわき市）田中・砂田線の項の次に次のように加える。

市道（いわき市）高山・松之中線	いわき市小名浜字高山312番9地先から同市小名浜字高山312番9地先まで
-----------------	--------------------------------------

市道（いわき市） 田之網・田戸線	いわき市四倉町字栗木作62番33地先から同市四倉町字田戸前22番1地先まで
市道（いわき市） 栗木作・小山田線	いわき市四倉町字栗木作62番26地先から同市四倉町字栗木作1番31地先まで

別表第3市道（白河市）昭和町16号線の項の次に次のように加える。

市道（白河市）白 河中央インターチェ ンジ北線	白河市豊地川外1番地先から同市豊地川外10番地先まで
市道（白河市）白 河中央インターチェ ンジ南線	白河市豊地弥次郎105番地3地先から同市萱根田中山11番地1地先まで
市道（白河市）工 業の森中央線	白河市豊地箭内小屋1番地9地先から西白河郡西郷村大字長坂字土生2番地14地先まで
市道（須賀川市） I-11号線	須賀川市影沼町221番地1地先から同市横山町1番地先まで

別表第3市道（南相馬市）陣ヶ崎北原線の項中

南相馬市原町区北原字東原181番344番5地先まで

2地先から同区北原字東原

を

南相馬市原町区北原字東原181番2地先から同区北344番5地先まで

南相馬市原町区北原字東原181番地先から同区下太23番地先まで

原字東原

に改め、同項の次に次のように加える。

田字小原

市道（南相馬市） 北原船橋線	南相馬市原町区北原字東原344番地先から同区雫字蛭沢305番地先まで
市道（南相馬市） 下太田工業団地1 号線	南相馬市原町区雫字蛭沢305番地先から同区下太田字川内迫310の14番地先まで

別表第3市道（本宮市）恵向19号線の項の次に次のように加える。

市道（本宮市）富 士内・上沢線	本宮市荒井字北ノ内36番1地先から同市仁井田字富士内7番4地先まで
市道（本宮市）高 速側道24号線	本宮市荒井字久保田425番地先から同市荒井字恵向192番地先まで
市道（本宮市）恵 向6号線	本宮市荒井字恵向88番地先から同市荒井字恵向21番1地先まで

村道（西郷村）梶山嫁塚線	西白河郡西郷村大字米字杵窪30番地1地先から同村大字米字梶山9番地33地先まで
--------------	---

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

（交通規制課）